<table>
<tr><td colspan="5">航　空　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の
種　　類</td><td>内容による分類</td><td colspan="3">装備品等仕様書</td></tr>
<tr><td>性質による分類</td><td colspan="3">個別仕様書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td colspan="2">5504-5410-NL2001-02-001</td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品　名
又は
件　名</td><td rowspan="6">中型物置の設置</td><td colspan="2">防北基ＬＰＳ－Ｘ５４０２１</td></tr>
<tr><td>承 認</td><td>令和７年　７月２８日</td></tr>
<tr><td>作 成</td><td>令和７年　７月１４日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改 正</td><td>令和　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>令和　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作成部
隊等名</td><td>第１２飛行教育団</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，航空自衛隊防府北基地で使用する中型物置の設置について適用する。

1.2　一般事項

中型物置の仕様は，製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

なお，この仕様書に記載した製品名は，製品を選定する際の参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。

2　設置場所及び設置数量

設置場所及び設置数量については，調達要領指定書に示す。

3　中型物置に関する要求

3.1　製品名・規格・数量

品名，規格及び数量については，調達要領指定書に示す。

件名	中型物置の設置

3.2　基礎及び転倒防止措置について

基礎及び転倒防止措置については，調達要領指定書に示す。

4　役務に関する要求

4.1　資材物置の搬入，組立，設置調整及び転倒防止措置を含むものとし，設置に必要な工具及び資器材は契約の相手方が準備するものとする。

4.2　納品に関する指示

a)　作業日時については土日祝日を含まないものとし，契約締結後監督官と調整するものとする。

b)　設置場所の整地は，官側で行うものとする。ただし，契約の相手方は，作業日前日までに作業に必要な空間を監督官に調整するものとする。

c)　契約の相手方は，設置状態について監督官の確認を受けるものとする。

d)　確認の結果，不具合箇所があった場合は，すべて契約の相手方の負担において手直しを実施し，検査官の再確認を受けるものとする。

e)　施工後の収まり（仕上り）については，監督官の指示によるものとする。

f)　作業にあたっては，必要な養生等の処置及び既設装備品等に損傷を与えないよう丁寧に行い，万一損傷を与えた場合には速やかに監督官に報告するとともに，契約の相手方により無償にて回復するものとする。

g)　契約の相手方は，履行場所の安全衛生に関する管理責任者となり，関係法規等に従って管理を行うとともに，現場においては，常に安全に留意して事故及び危害の予防に努めるものとする。

5　発生屑の処理

納入により生じた発生屑は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和７年６月１日施行版）」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律（令和５年４月１日施行版）」並びにその他関係法令等に従い，契約の相手方が適切に処理するものとする。

6　監督・検査

監督・検査は補給本部の定める地方調達に係る標準監督・検査実施要領によるほか，この仕様書に基づき実施するものとする。

7　その他の指示

7.1　基地内共通事項

契約の相手方は，基地において法令及び基地で定めた規則を遵守して行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか，細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。

a)　役務に際し必要な電気については，契約の相手方で準備するものとし，真にやむなく基地の電力を使用する必要がある場合は，予め第１２飛行教育団司令（教育部長気付）に申請し，電気機器使用の許可を得るものとする。

b)　契約の相手方は，基地内の納品現場において必要以外の場所に立ち入らないものとし，細部は監督官の指示に従うものとする。

c)　契約の相手方は，基地内で知り得た情報について，第三者に漏らしてはならない。予防に努めるものとする。

d)　契約の相手方の基地内における写真撮影については，納品に必要な場合及び内容のみとし，予め監督官の許可を得るものとする。また，写真，フィルム及びデータについては，監督官へ提出後，完全に消去し，保持しないものとする。

件名	中型物置の設置

7.2　仕様書の疑義

この仕様書に記載されていない事項で，関連法令等上，当然実施しなければならない事項については，契約の相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際，疑義が生じた場合は，契約担当官と調整のうえ指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和　　年　　月　　日
	作　成　部　課	基地業務群本部
	作　成　年　月　日	令和　８年　７月２８日

1　設置場所及び設置数量

付図－１のとおり。

2　製品名，規格及び数量

タイプ		製造会社	品名	規格	数量
中型物置	規格１	ヨドコウ	ヨド物置エルモ	ＬＭＤ－２５２５ 扉カラー（ＣＢ）	１セット
			棚板	Ａ２．０及びＡ１．５	各４枚
			トイセット	間口２５用	１個
			ブロック		２５個
	規格２	稲葉製作所	ＦＯＲＴＡ	ＦＳ－２６２６Ｓ 扉カラー（ＰＳ）	１セット
			棚板	Ｃセット（６枚セット）	１セット
			雨とい		１個
			ブロック		１６個
	又は同等以上のもの（他社製品を含む。）				

3　基礎及び転倒防止措置について

(1)　基礎

ブロック基礎とする（下地：土）。

(2)　転倒防止措置

地中にコンクリートアンカー埋設し、アンカーボルト等で物置と固定とする。

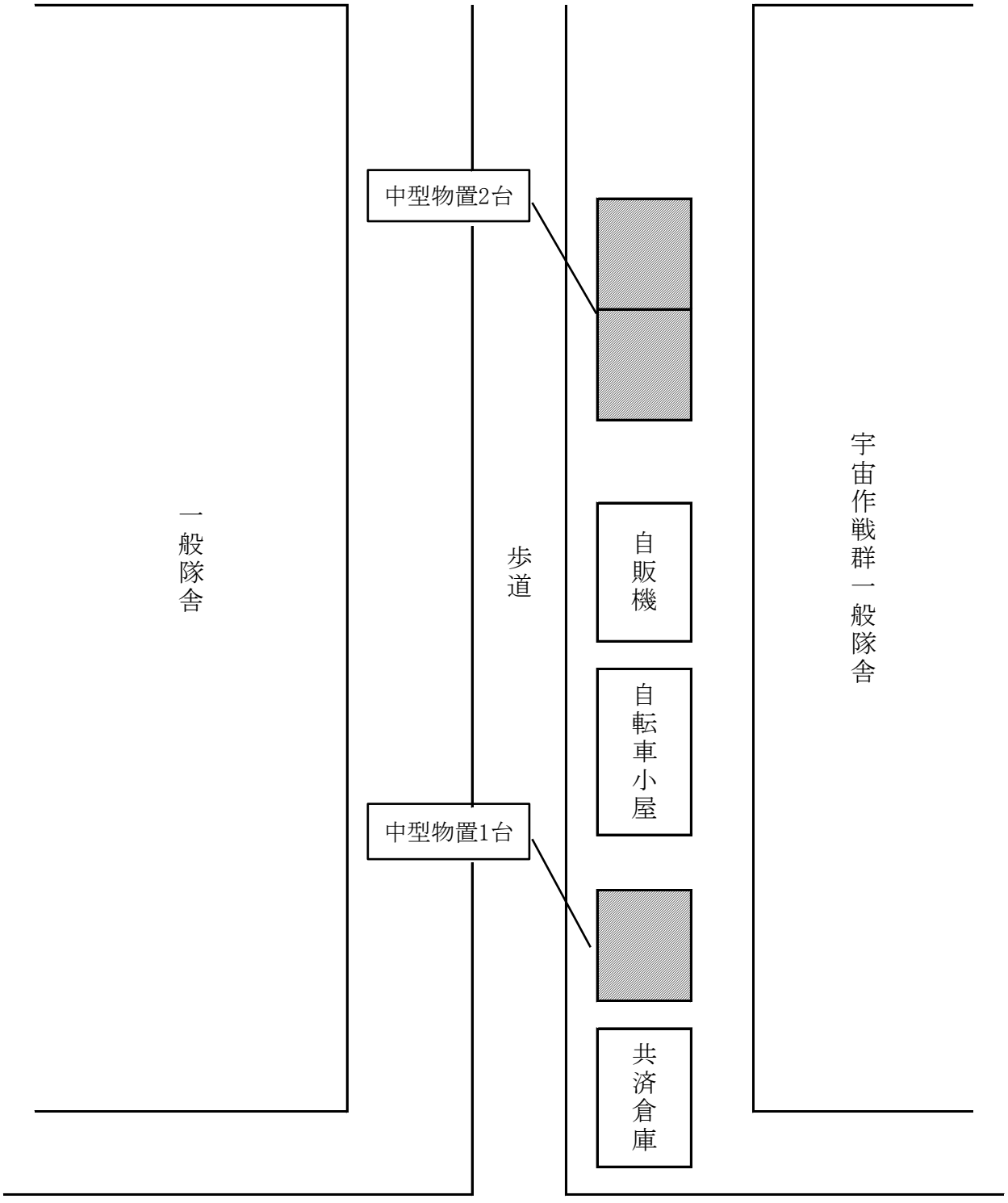

付図－１　一般隊舎裏